

00189

鳥取縣公報

昭和十六年九月二十六日
第一千二百七十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

縣令

◇鳥取縣令第四十九號

民有林開發林產物搬出施設補助監督規程左ノ通定ム

昭和十六年九月廿六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

民有林開發林產物搬出施設補助監督規程

第一條 森林資源ノ保護ヲ圖リ且林產物ノ増産ヲ確保スル爲民有林ノ開發ニ依ル木材及木炭ノ増産ニ必要ナル林產物搬出施設ニ付本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ縣ノ設計ニ依リ森林組合若ハ森林組合聯合會又ハ市町村ノ行フ林產物搬出ノ用ニ供スル車道、木馬道、牛馬道及之ニ附随スル土場ノ新設、増設又ハ改設ニ要スル費用ニ付當該團體ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ國又ハ縣ノ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項市町村ニ對スル補助金ハ當該市町村ノ區域ヲ地區トスル森林組合又ハ森林組合聯合會ナキ場合ニ於テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ市町村ハ將來其ノ區域ヲ地區トスル森林組合又ハ森林組合聯合會成立シタル場合ニ於テ當該施設ヲ之ニ讓渡スベキ義務アルモノトス

00190

- 第三條 補助金ノ額ハ前條第一項ノ費用ノ中直接工事ニ要スル費用ノ二分ノ一以內トス
前項ノ直接工事費ニハ設計監督費、用地費、地上物件補償費、運搬器具費、事務所費等間接的ノ費用ハ含まズ
- 第四條 縣ハ第二條ノ補助金ヲ交付スルノ外設計並ニ工事ノ指導監督ヲ爲ス
前項設計監督ノ義務ニ附隨シ用地並ニ支障物件等ノ調査ノ爲ニ要スル費用、標杭代及人夫賃等ノ諸雜費ハ當該森林組合、森林組合聯合會又ハ市町村ノ負擔トス
- 第五條 補助金ハ森林組合、森林組合聯合會又ハ市町村ガ其ノ搬出施設ニ依リ開發セラルベキ森林ニ付事業施行ノ年度及其ノ翌年度ニ於テ其ノ森林蓄積ノ十分ノ二以上ノ材積ニ相當スル材木ヲ伐採スル計畫ヲ樹立實施スル場合ニ限り之ヲ交付ス但シ治水、森林生産ノ保續其ノ他特別ノ事由ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ前年度一月末日限り提出スベシ
 - 一 事業實施計畫書 (様式第二號)
 - 二 實施設計書並圖面 (様式第三號)
 - 三 開發對象林分調書 (様式第四號)
 - 四 開發對象林分伐採計畫書 (様式第四號)
 - 五 關係歲入出豫算書並議決書寫
 - 六 第二條ノ計畫施設ガ二以上ノ森林組合、森林組合聯合會又ハ市町村ニ關係ヲ有スル場合ハ其ノ協定書
- 第七條 工事ハ特別ノ場合ヲ除クノ外信用確實ナル土木請負業者ニ請負ハシメ施行スベシ此ノ場合ニ於テ所要勞務ニ關シテハ可成地元住民ヲ就勞セシムルコトヲ要ス
- 第八條 縣ハ必要アリト認メタルトキハ事業實施計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ設計ノ變更ヲ爲シ其ノ他事業施行上ニ關シ指示命令ヲ爲スコアルベシ

00191

- 第九條 補助ノ指令ヲ受ケタル者其ノ工事ニ進マセシトキハ直ニ様式第五號ニ依リ着手届ニ左ノ書類ヲ添附シ提出スベシ
 - 一 請負契約書寫
 - 二 工事工程計畫書 (様式第六號)
- 第十條 補助ノ指令ヲ受ケタル者第六條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントストキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第十一條 工事竣功シタルトキハ様式第七號ノ竣工届ニ左ノ書類ヲ添附シ遲滞ナク提出スベシ但シ請負施行ノモノニ在リテハ資材並勞力調書ヲ省略シ支拂證據書寫ヲ以テ之レニ代フルコトヲ得
 - 一 竣功調書 (様式第八號)
 - 二 經費精算書 (様式第九號)
 - 三 資材並勞力調書 (様式第十號)
 - 四 補助金交付請求書 (様式第十一號)
- 第十二條 補助金ノ交付ハ前條ノ届出アリタル後實地檢査ノ上其ノ精算經費ヲ査定シ之ヲ交付ス但シ工事費五千圓以上ノモノニシテ特殊ノ事由アルモノハ工事竣功前ト雖モ其ノ出來高總工事費ノ五割以上ノモノニ對シテハ其ノ完了區域内ヲ檢定ノ上出來高工事費ニ相當スル補助金ノ十分ノ八以內ノ内渡ヲ爲スコトアルベシ
- 前項但書ニ依リ補助金ノ内渡ヲ受ケントスル者ハ工事一部竣工届(様式第十二號)ニ補助金内渡請求書(様式第十三號)ヲ添附シ提出スベシ
- 第十三條 本事業施行ニ伴フ會計事務ニ關シテハ事業ノ進捗ト併行シ敏速且嚴正ニ之ヲ經理シ各種ノ證據書類等ハ常ニ整備シ置クベシ
- 第十四條 補助ノ指令ヲ受ケタル者天災其ノ他不可抗力ニ因リ指定期間内ニ工事竣功ノ見込ナシト認メタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ報告ノ上指示ヲ受クベシ
- 第十五條 補助指令ヲ受ケタル者ハ工事着手ト共ニ林産物ノ生産ニ着手シ毎月末日現在ニ於ケル林産物生産調書(様式第十四號)ヲ

00192

翌月五日迄ニ到達スル様報告スベシ

第十六條 本規程ニ依リ施行シタル林産物搬出施設ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ用途ヲ變更シ又ハ處分スルコトヲ得ズ
第十七條 本規程ニ依リ林産物搬出施設ヲ爲シタル者ハ林道管理規定ヲ制定シ之ヲ實施勵行スベシ
第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本規程ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
 - 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
 - 四 申請書其ノ他關係書類ニ虚偽ノ記載ヲナシ又ハ工事ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキ
 - 五 工事竣功ノ見込ナシト認メタルトキ
 - 六 事業施行ニ關スル命令又ハ附帶條件ニ違反シタルトキ
 - 七 縣ノ指定セル責任數量ヲ搬出スルノ見込ナキトキ
- 第十九條 本規程ニヨリ知事ニ提出スベキ書類ハ施行地市町村長ヲ經由スベシ
- 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

昭和十五年八月鳥取縣令第五十九號民有林開發林産物搬出施設補助規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第六條中前年度一月末日限トアルハ昭和十六年度ニ限り昭和十六年十月二十日限トス

様式 第一號 (規程第六條)

昭和 年度民有林開發林産物搬出施設補助金交付申請書

00193

一金 圓也
但シ林道 線 道新設 (増設、改設)

直接工事費 圓ニ對スル五割相當額

右補助金御交付相成度民有林開發林産物搬出施設補助監督規程第六條ニ依リ左記書類相添 (此段及申請候也

昭和 年 月 日

市郡 町 (村) 長

(森林組合長)

(森林組合聯合會長)

氏

名

印

知 事 宛
記

- 一 事業實施計畫書
- 二 實施設計書並圖面
- 三 開發對象林分調書
- 四 開發對象林分伐採計畫書
- 五 關係歳入出豫算書並議決書寫
- 六 林道開設協定書

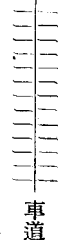
様式 第二號 (規程第六條)

00196

計	

注意

- 一 本表中略號欄ニハ伐採箇所ノ所有者ヲ①②等ノ略號ニテ掲記スル事
- 二 本表中蓄積及生産見込量欄ニハ利用區域内民有林ノ蓄積及生産見込量ヲ掲記ノコト
- 三 従前ノ生産量欄ニハ林道開設前ニ當該利用區域内ヨリ生産セラレタル數量ヲ掲記スルコト
- 四 増産量欄ニハ林道開設ニヨリ従前ノ生産ヨリ増加スベキ數量ヲ掲記スルコト
- 五 本計畫書ニハ左ノ事項ヲ明記セル縮尺一萬分ノ一ノ見取圖ヲ作製添附スルコト但シ伐採箇所少キトキハ五萬分ノ一トスルコトヲ得

- (一) 見取圖ニハ方位、道路、河川、部落等ヲ圖示スル事
- (二) 路線ハ既設分ヲ黑色、開設計畫分ヲ赤色ニテ軌道ハ

 牛馬道ハ—×—×—×—×—土場ハ□印ニヨリ各其ノ位置ヲ圖示スルコト
 木馬道————— 車道ハ———
 伐採箇所ハ所有者ノ異ル毎ニ黑色ヲ以テ其ノ區域ヲ示スト共ニ其ノ區域内ニ伐採計畫書中伐採箇所、所有者欄ニ掲記セル略號及伐採樹種並ニ面積ヲ記載スルコト (例) **①杉 10町**)

様式 第五號 (規程第九條)

00197

工種		箇所		數量		職工(人夫)延人数		種類		種類		納入月日		備考	
種別	月別	種別	月別	種別	月別	種別	月別	種別	月別	種別	月別	種別	月別	種別	月別

昭和 年 月 日 日附受林第 號指令昭和 年度民有林開發林產物搬出施設林道 線昭和

昭和 年 月 日 日着工致候條民有林開發林產物搬出施設補助監督規程第九條ニ依リ左記書類相添(此段及御届候也

市郡 町(村)長

(森林組合長)
(森林組合聯合會長)

氏 名

印

知事宛

- 一 請負契約書寫
- 二 工事工程計畫書

様式 第六號 (規程第九條)

林道工事工程計畫書

00198

計	暗渠	橋梁	石垣	盛土	切取

注意

工事施行期間中各月別ニ作製ノ事

様式 第七號 (規程第十一條)

竣 功 屆

昭和 年 月 日 附受林第 號 指令昭和 年度民有林開發林產物搬出施設林道 線昭和

年 月 日 竣工致候條民有林開發林產物搬出施設補助監督規程第十一條ニ依リ左記書類相添へ此段及御屆候也

00199

知 事 宛

記

- 一 竣功調書
- 二 經費精算書
- 三 資材並勞力調書
- 四 補助金交付請求書

様式 第八號 (規程第十一條)

竣 功 調 書

市郡 町 (村) 大字 字 自

種 類 米 道

延長、幅員、面積

米 道 平方

施 行 期 間

自昭和 年 月 日

施 行 方 法

直營、請負

直 接 工 事 費

圓也

直 接 工 事 費 內 譯

市郡 町 (村) 長
(森林組合長)
(森林組合聯合會長)
氏

名 〇

00200

費目	工事種類	材料	數量	單位	單價	金額	備考
計							
合計							
注意 記載方法ハ設計書工事費内譯表ニ依ルコト 様式 第九號 (規程第十一條) 昭和 年度民有林開發林產物搬出施設經費精算書							
路線名	工種	延長	工事費精算額	同上	補助額	備考	
			圓		圓		
歲入	出	内	譯				

00201

科	目	豫算額	精算額	差増	減引	備考
府縣補助金		圓	圓	圓	圓	
施行主體負擔額						
分擔金						
使用料						
寄附金						
低利資金借入金						
計						

00202

區分	豫算額	精算額		差引	備考
		支拂濟額	支拂未濟額		
直接工事費	圓	圓	圓	圓	
材料費					
勞力費					
工事雜費					
用地費					
地上物件補償費					
、					
、					
、					
雜費					
計					

00203

差引増(減)額 圓也

樣式 第十號 (規程第十一條)

一資材 資材並勞力調書

種別	數量	金額	備考
セメント	袋	圓	
鐵材(鐵筋等)	庇		
木材	立米		
ダイナマイト	庇		
火藥	庇		
鐵筋混凝土管	本		
、			
、			
、			
計			

00204

種別	人数		計	金額		備考
	男	女		男	女	
石工						
大工						
坑夫						
人夫						
計						

様式 第十一號 (規程第十一條)
補助金交付請求書
但シ右ハ昭和 年 月 日附受林第 號指令ニ對スル林道工事補助金
一圓也

00205

本及請求候也
昭和 年 月 日
市郡 町(村)長
(森林組合長)
氏 名

知事宛
様式 第十二號 (規程第十二條)
昭和 年 月 日附受林第 號指令昭和 年度民有林開發林產物搬出施設林道
竣功致候條民有林開發林產物搬出施設補助規程第十二條ニ依リ此段及御届候也
昭和 年 月 日
市郡 町(村)長
(森林組合長)
(森林組合聯合會長)
氏 名

竣功箇所 測點 至自 號號
知事宛 記 號號
鳥取縣公報 第千二百七十一號 昭和十六年九月廿六日 (第三種郵便物認可) 一七

00206

種 類 延長、幅員、面積 内 米 米 米 内 平方米

施行方法 直營、請負 圓也

直接見込工事費 圓也

様式 第十三號 (規程第十二條)

補助金 内 拂 請求 書

一金 圓也

但昭和 年 月 日付受林第 號指令昭和 年度民有林開發林產物搬出施設補助金ノ内渡金

右内渡相成度此段及請求候也

昭和 年 月 日

市郡 町(村)長

(森林組合長)

氏

名

様式 第十四號 (規程第十五條)

林 產 物 生 產 調 書

昭和 年 月 日付受林第 號ヲ以テ指令相成候

林道利用區域内生産量左記ノ通及報告候也

昭和 年 月 日

市郡 町(村)長

(森林組合長)

氏

名

00207

知 事 宛 記 宛

市郡 町(村)長

(森林組合長)

(森林組合聯合會長)

氏

名

昭和 年 月 日現在

計	從 前 分		見 込 分		昭和 年度中ニ於ケル生産見込量	搬出濟生産量	搬出濟生産量ノ昭和 年度中ニ於ケル生産見込量ニ對スル比率	備 考
	炭 材	炭 材	炭 材	炭 材				
	石	石	石	石	石	石	%	
							%	
							%	
							%	
							%	
							%	
							%	
							%	
							%	
							%	

◇鳥取縣令第五十號

昭和十三年三月鳥取縣令第三號揮發油及重油販賣取締規則施行細則中左ノ通改正ス

昭和十六年九月二十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

「揮發油及重油販賣取締規則施行細則」ヲ「石油販賣取締規則施行細則」ニ改ム

第一條中「揮發油及重油販賣取締規則」ヲ「石油販賣取締規則」ニ、「揮發油又ハ重油」ヲ「石油」ニ改ム

第一條ノ四中「揮發油若ハ重油ノ販賣業者、石油精製業者」ヲ「石油ノ販賣業者又ハ製造業者」ニ「揮發油又ハ重油」ヲ「石油」ニ改ム

第一條ノ五中「揮發油、重油」ヲ「石油」ニ改ム

第一條ノ六中「揮發油及重油」ヲ「石油」ニ改ム

第六條ノ三及ビ第六條ノ四中「揮發油又ハ重油」ヲ「石油」ニ改ム

別記様式中第二號、第三號及ビ第五號乃至第十一號ノ二ヲ別表ノ通改ム

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十六年十月及十一月ニ燈油、輕油ヲ使用セントスル者ハ十月分ニ在リテハ九月三十日迄ニ、十一月分ニ在リテハ十月十五日迄ニ購買券交付申請書ヲ知事ニ提出スベシ

00203

Posso

00209

第二號様式(規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)(用紙兼渡列半切)

石油購買券交付申請書

住所 職業

昭和 年 月 日 申請者 氏 名

⑨

鳥取縣知事 殿

殿

申請數量		用途		使用概要		使用豫定期間		交付ヲ受テントスル枚數		前回購買券ノ交付年月日及數量		船舶検査證ナキモノニ在リテハ建造年(月日)		船舶港又ハ定場場		交付決定數量				
揮發油	ガロソ リットル	油	ガロソ リットル	營業種類	純馬力	總噸數	其ノ他	一日ノ燃料消費量	補助機	一日ノ燃料消費量	昭和 年 月 日	揮發油 油	ガロソ リットル	船舶國籍證書番號	船舶札番號	ガロソ リットル	枚	ガロソ リットル	枚	
汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機
汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機	汽機

註

(月分)

船

船

1 用途欄中必要以外ノ業種ハ抹消シ運輸業、漁業等ニ依ル能ハサルモノ例ヘバ遊
 2 一日ノ燃料消費量及一日ノ使用時間ハ一日ノ平均ヲ記載スルコト
 3 申請數量欄、交付ヲ受テントスル購買券ノ種類、枚數欄ニハ交付ヲ受ケントス
 ル石油ノ種別ヲ、前回交付ヲ受ケタル年月日及數量欄ニハ、前回交付ヲ受ケタル
 石油ノ種別ヲ記載スルコト

註 1 (月分) 建築設備

用途	申請數量		交付決定數量		揮發油		ガソリン	
	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン
使用設備概要	申請數量	揮發油	交付決定數量	ガソリン	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン
種別券別	枚數	リットル	枚數	リットル	枚數	リットル	枚數	リットル
ガソリン	5	リットル	5	リットル	5	リットル	5	リットル
ガソリン	5	リットル	5	リットル	5	リットル	5	リットル
ガソリン	10	リットル	10	リットル	10	リットル	10	リットル
ガソリン	18	リットル	18	リットル	18	リットル	18	リットル
ガソリン	100	リットル	100	リットル	100	リットル	100	リットル
計	1キロリットル		1キロリットル		1キロリットル		1キロリットル	
計	リットル		リットル		リットル		リットル	
リットル			リットル		リットル		リットル	
リットル			リットル		リットル		リットル	
リットル			リットル		リットル		リットル	
キロリットル			キロリットル		キロリットル		キロリットル	
計								

註 1 使用設備概要欄ニガソリン機、暖房爐、燒却爐、火煮爐等設備ノ種別券數
 數量ニ交付ヲ受ケントスル石油ノ種類ヲ、種別券別欄ニ石油及購買券ノ
 種類ヲ記載スルコト

註 2 及消費數量ヲ記入スルコト
 數量ニ交付ヲ受ケントスル石油ノ種類ヲ、種別券別欄ニ石油及購買券ノ
 種類ヲ記載スルコト

第三號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請様式) (用紙裏欄半切)
 石油購買券交付申請書
 住所 職業
 氏名 昭和 年 月 日 申請者 氏 名
 鳥取縣知事 殿

註 (月分) 礦業又ハ工業

用途	申請數量		交付決定數量		揮發油		ガソリン	
	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン
使用設備概要	申請數量	揮發油	交付決定數量	ガソリン	揮發油	ガソリン	揮發油	ガソリン
種別券別	枚數	リットル	枚數	リットル	枚數	リットル	枚數	リットル
ガソリン	5	リットル	5	リットル	5	リットル	5	リットル
ガソリン	5	リットル	5	リットル	5	リットル	5	リットル
ガソリン	10	リットル	10	リットル	10	リットル	10	リットル
ガソリン	18	リットル	18	リットル	18	リットル	18	リットル
ガソリン	100	リットル	100	リットル	100	リットル	100	リットル
計	1キロリットル		1キロリットル		1キロリットル		1キロリットル	
計	リットル		リットル		リットル		リットル	
リットル			リットル		リットル		リットル	
リットル			リットル		リットル		リットル	
リットル			リットル		リットル		リットル	
キロリットル			キロリットル		キロリットル		キロリットル	
計								

註 1 使用設備概要欄ニガソリン機、暖房爐、燒却爐、火煮爐等設備ノ種別券數
 數量ニ交付ヲ受ケントスル石油ノ種類ヲ、種別券別欄ニ石油及購買券ノ
 種類ヲ記載スルコト

註 2 及消費數量ヲ記入スルコト
 數量ニ交付ヲ受ケントスル石油ノ種類ヲ、種別券別欄ニ石油及購買券ノ
 種類ヲ記載スルコト

第五號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請様式) (用紙裏欄半切)
 石油購買券交付申請書
 住所 職業
 氏名 昭和 年 月 日 申請者 氏 名
 鳥取縣知事 殿

00212

註 申請數量欄ニ交付受クントスル石油ノ種類ヲ、種別、券別欄ニハ石油及購買券ノ種類ヲ記載スルコト

用途	揮發油		揮發油		揮發油		揮發油		揮發油		警察部 處理欄
	申請數量	揮發油 數量	申請數量	揮發油 數量	申請數量	揮發油 數量	申請數量	揮發油 數量	申請數量	揮發油 數量	
區別	1 ガロソソ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和 年 月 日
	5 ガロソソ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	5 リットル	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	10 リットル	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	18 リットル	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
100 リットル	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
1 キロリットル	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
使用設備	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第六號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式) (用紙美濃判半切)
 石油購買券交付申請書
 住所職業
 昭和 年 月 日 申請者 氏
 鳥取縣知事 殿

00213

第七號様式 (規則第十條ニ依ル届書様式)

(用紙美濃判半切)

石油販賣場開設(變更、廢止)届

取扱ニ係ル石油ノ種類	
製造業者特約店	
販賣場ノ位置	
販賣場ノ名稱	
販賣業者又ハ石油製造業者住所氏名又ハ名稱	
貯藏設備概要	
計量器ノ種別	
備考	

右及開設(變更、廢止)届候也
 昭和 年 月 日 届出人 住所 氏 名
 鳥取縣知事 殿

註 21 貯藏設備概要欄ニハ貯藏庫地下槽等ノ別及其ノ箇數ハ貯藏設備ヲキモノハ其ノ旨ヲ記載ノコト
 計量器ノ種類欄ニハ「ガロン」又ハ「リットル」ノ別及其ノ基數ヲ記載スルコト

(月分) 石 油 自 家 使 用 簿 (油)

00216

第九號様式(乙)(規則第十一條ニ依ル體樣式) (用紙美濃列半切)

日 別	使 用 量		用 途	日 別	使 用 量		用 途
	ガロン	リットル			ガロン	リットル	

備付ク使用ノ都度記載スルコト

- 註 1 本帳簿ハ自家使用ヲ爲ス者ノミ各販賣場ニ揮發油、燈油、輕油、重油每ニ
備付ク使用ノ都度記載スルコト
2 燈油、輕油、重油ニ在リテハ使用數量ノ單位ハ「リットル」トスルコト、

00217

(月分) 揮 發 油 燈 油 小 口 販 賣 簿

第九號様式(丙)(規則第十一條ニ依ル體樣式) (用紙美濃列半切)

日 別	數 量	價 格	用 途 別	販 賣 所		備 考
				住 所	氏 名 (又ハ名稱)	

- 註 1 本帳簿ハ各販賣場ニ揮發油、燈油每ニ備付ク揮發油 0、5 立以下燈油 0、2 立以下販賣シタル場合ニ限リ
販賣ノ都度記載スルコト
2 用途別欄ニハ選拔用、醫療用、燈火用、販賣用等具體的ニ記載スルコト
3 本帳簿ノ寫ヲ毎月石油受入、販賣、使用高報告書ニ添付スルコト

00218

第十號様式 (本令第七條ニ依ル集計表様式) (用紙美濃判半切)

区分	前月繰越	本月受入	高入計																
			高入			高入													
			購入券	發行券	購入券	發行券	購入券	發行券											
高入	本月受入																		
	前月繰越																		
受入	本月受入																		
	前月繰越																		
高入	前月繰越																		
受入	前月繰越																		

註 1 本報告書ハ販賣場毎ニ作成スルコト
 2 種別欄ニ石油ノ種別ヲ記入スルコト
 3 數量ハ揮發油ハ「ガロン」燈油輕油及重油ハ「リットル」ニ記載スルコト
 換算率 一ガロンヲ〇二六四ガロンニ換算スルコト
 一リットルヲ三七八五リットルニ換算スルコト
 4 指印ヲ押テシタル購買券ハ發行廳府縣毎ニ提出スルコト

00219

(用紙美濃判半切)

第十一號様式 (規則第十二條ニ依ル報告書様式)

報 告 書

月分ニ於ケル左記書類別添ノ通り相違無之候間石油
 販賣取締規則第十二條ニ依リ此段及報告候也

昭和 年 月 日

販賣場所在地

鳥取縣知事 殿

名稱又ハ 氏 名

- 一 月分石油受入、販賣、使用高集計表
- 一 石油受入及拂出日計簿寫
- 一 石油特別販賣簿寫
- 一 石油自家使用簿寫
- 一 引換ヘタル購買券

註 1 本報告書ハ販賣場毎ニ作成スルコト

石油購買券受拂簿 (油 一 券) 設立

第十一號ノ二様式(本則第六條ノ三ノ規定ニ依ル帳簿様式)(用紙兼憑牒判切)

年 月 日	摘 要	受 入	拂 出	差 引 殘

註 1 購買券種類別(例へば揮發油ニ在リテハ一噸券、五噸券、重油ニ在リテハ一立券、九〇立券、一〇〇立券等券別ニ適宜分類スルコト)ニ作成記載スルコト

2 拂出ノトキハ摘要欄ニ受取人ヲシテ捺印セシムルコト

00220

告 示

◇鳥取縣告示第七百七十一號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號蔬菜果實ノ最高販賣價格指定中左ノ通改正ス

昭和十六年九月二十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

附記「へ」ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

ト 小賣業者ガ販賣ニ當リ量目ニ依リ算出シタル額ニ厘位ヲ生ジタルトキハ四捨五入ヲ爲シ得ルモノトス

◇鳥取縣告示第七百七十二號

氣高郡大井手下流耕地整理組合長左ノ通選任之件認可セリ

昭和十六年九月二十六日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

入頭郡國中村大字池田

組合長 上 嶋 政 肇

◇鳥取縣告示第七百七十三號

日野郡印賀村耕地整理組合長同副長共缺員ニ付左ノ通臨時代理者ヲ指定セリ

昭和十六年九月二十六日

日野郡大宮村大字寶谷 鳥取縣知事 入 田 三 郎

00221

00222

鳥取縣告示第七百七十四號

因伯牛糞ノ生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍昭和十六年七月三十一日迄ニ生産シタル糞ノ所有者又ハ管理者ハ該糞ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ

昭和十六年九月二十六日

検査期日	検査場所	鳥取縣知事	区域	田	三	牽付時間
九月二十七日	法勝寺家畜市場 幡郷村検査所	法勝寺村	一圓	同	同	午前九時
同二十九日	大國村検査所	大國村	同	同	同	同
同三十日	春日村検査所	春日村	同	同	同	同
同	天津村検査所	天津村	同	同	同	同
十月九日	大高津村検査所	大高津村	同	同	同	同
同	賀野村検査所	賀野村	同	同	同	同
同	日吉津村検査所	日吉津村	同	同	同	同
同	巖村検査所	巖村	同	同	同	十一時
同	手間村赤松所	手間村	同	同	同	同
同	大山村赤松所	大山村	同	同	同	九時
同	五千石村飯戸所	五千石村	同	同	同	同
同	大山村飯戸所	大山村	同	同	同	同
同	尚徳村豊房所	尚徳村	同	同	同	同
同	大山村豊房所	大山村	同	同	同	同
同	成實村山坊所	成實村	同	同	同	同
同	大山村山坊所	大山村	同	同	同	同

00223

同	彦名村役場	彦名、夜、富益、各	同	同	同	午前八時
同	崎津村役場	崎津村	同	同	同	同
同	大和村検査所	大和村	同	同	同	同
同	渡子村役場前所	渡子村、外江、村	同	同	同	十九時
同	宇田川村検査所	宇田川村	一圓	同	同	同
同	大篠津村検査場	大篠津、和田、中濱、各	同	同	同	同
同	米子市加茂出張所前	米子市加茂出張所管内	同	同	同	十九時
同	淀江家畜市場	淀江町	一圓	同	同	九時
同	米子市福米出張所	米子市福生、福米出張所	同	同	同	同
同	高麗村検査所	高麗村	一圓	同	同	同
同	所子家畜市場	所子村	同	同	同	同
同	庄内村検査所	庄内村	同	同	同	同
同	名和村検査所	名和村、御來屋町	同	同	同	同
同	光徳村検査所	光徳村	一圓	同	同	同
同	逢坂村検査所	逢坂村	同	同	同	同

公告

農地造成開墾事業施行準備ノ爲左記ノ通土地ニ立入測量検査ノ件許可シタルニ依リ土地收用法第九條第二項ニ依リ公告ス

昭和十六年九月二十六日

- 一 起業者 鳥取縣
- 一 事業ノ種類 用悪水路、道路新設開墾事業
- 一 立入ルベキ土地ノ區域 東伯郡中山村、下中山村、西伯郡逢坂村、日野郡入郷村

彙

報

00224

十月一日の興亞奉公日

「戦争物資動員の日」

(振興課)

今や我國は長期戦完遂のため眞に國家の總力を求めてゐる。十月一日の興亞奉公日は曩に提唱せられた「生活戦態勢へ」の生活實踐を緊急事態に對處するため「戦争物資動員の日」と定め現に國家が要請する金屬類はもとより其他戦争物資の回收に對し國を擧げてこれに協力すると共に、物資の合理的更生・活用の實踐を求めることとなつた。

生活戦態勢下の現段階に於ては、個々の家庭生活が「國家とも」に戦ひ抜く」といふ牢固たる決意をもつて營まるべきは勿論、戦時資材の充實に對しては實生活の中からこれを供出し、國を擧げての協力がなされなければならない。

各家庭に於てはこの日を以て家庭資材の整理に當て、全國一齊に愛國の至情をもつて、心から本運動に協力し何時にても供出に應じ得る用意を整へると共に、全國の隣組に於ては協同の力をも

つて遺憾なき實踐運動を展開しなければならない。

實踐項目

一 戦争物資の供出

實踐項目の解説

本運動は九月の興亞奉公日の實踐項目にも提出せられたのであるが、日本は今後鐵・銅・其他の金屬を自給しなければならぬ。この緊迫せる國家の要請に應へて、十月の奉公日はこの運動を再強化せんとするものである。

本運動は今回政府により施行せられる金屬類回收令の方針に基き、特に一般家庭を對象として行はれるものであつて、家庭に於ける門扉、鐵柵、手摺、欄干、天水桶、鐵瓶其他不急の器具等の鐵製品、押板、引手、パイプ、泥拭器、傘立、火鉢、吊下洗器其他不急の銅製品は積極的に供出さるべき品目であるが、これらは代用品に置き換へても國家のお役に立てなければならぬ。

又鳥取縣並大政翼贊會鳥取縣支部が主體となつて實施しつゝある「兵器献納資源回收運動」は、前記十月一日の興亞奉公日の實踐項目「戦争物資の供出」と合致して進めることとする。依つて十月の回收運動には銅鐵の如き金屬類の廢品に重點を置き、縣下

00225

全般に亘り飛躍的増強を圖り本運動總旨の徹底を期したい。なほこの實踐項目解説に示す戦争物資は、興亞奉公日に直ちに供出せしめる意圖ではなくて、各家庭が何時でも動員に應じ得る態勢におかれるやう準備するわけである。

金屬製品の動員

臨戦態勢の強化と長期戦

家庭の金屬製品も國家へ

(振興課)

我が國が大東亞の自立經濟圈確立を期して敢然とその旗幟を明かにし、獨伊樞軸國と理想を同じくして世界新秩序建設の爲に同盟條約を締結するや、從來不法の侵略によつて獲得した權益を守つて永久に世界を自己搾取の下に置き、多數人類の不幸を顧みないで獨り自ら専横なる生活を貪らうとする敵性舊秩序墨守國は、極力新秩序運動を壓迫して我が國策遂行に對しあらゆる妨害を行ひつゝある。大東亞共榮圈の成否は實に我が國興廢の分れるところであり、一億國民が百艱千苦を克服してこの大理想達成に邁進

し、我が建國の國是たる八紘一宇の宏願を顯現すべきことは、吾々大和民族に課せられたる光榮ある大事業である。かゝる大業達成の爲に吾々の荷ふべき忍苦が如何に大なるべきかは、いふまでもない。吾々はまだ、異常なる大試練にも耐えて行かねばならぬのである。

その忍苦の一つに今さしあたつて金屬不足の試練が來て居る。今や國民は戦争と經濟建設の爲に極めて多量な必要に迫られてゐる金屬に對して、重要な覺悟をせねばならないのである。

現代の戦争は全く鐵・銅等の金屬の激しい長期消耗戦である。武器を造るにも機械を造るにもこれ無くしては不可能であるが、これらの資源は元來稀少なる我が國に於てはその産出が寡少であつた。東亞經濟圈建設の必要も一つはこゝに原因する。特に鐵の産出は極めて少く、銅については我國は銅産國といわれ、幾分は外國にも輸出してゐたのであるが、最近に於ては國內の需要は遙かに生産額を凌駕して他國よりの輸入を必要としてゐるのである。

現時最も必要な鐵鋼の主なる原料は鐵鑛石と屑鐵であるが、鐵鑛石よりする方法は其の設備と工程とに於て不經濟であつた爲、我が國では從來米國より輸入する屑鐵に依つてゐるのであつて、米國では年四千萬噸を超過する屑鐵があり、自動車の解體から生

00226

ずる屑鐵だけでも二百五十萬應と算せられてゐるのである。然るに米國は我が新秩序建設運動を妨害する目的を以て昨春秋以來日本向屑鐵輸出を禁止し、なほ屬領乃至その勢力圏の各國もこれに倣つて屑鐵又は銑鐵の輸出を禁止してゐる。

我が國とても既にこのことあるを察して、事變當初の頃より屑鐵依存の從來の製鐵方法の過程を改めて供給可能な圈内よりの鐵礦のみによる所謂銑鋼一貫作業工程の準備に努め、こゝ一、二年にして我が製鋼陣營は自給體制確立の見込が立つてゐる處に、今回の擧を見るに至つたのである。

銅についても大体同様のことがいへる。米國・カナダ・チリ・フィリピン等の英米系の諸國は日本に對してその輸出を禁止してゐる。實に我が國は今や金屬自給を前に控へてこゝにそれまでの給源を絶つに至つたのである。

もとより政府としても相當の準備はある。決していま輸入の途が絶えたからと急に驚くものではない。しかし今や世界は超非常時である。我が國はこの際に於てこの敵性國家の經濟壓迫によく耐えるばかりでなく、進んでこれを反撥して毅然たる國家體制を建て、行かねばならない。これが爲には極力共榮圈内の資源を開發すると共に、國內にある資源を蒐集して、至る自給體制の

確立を圖らなければならないのである。

政府は即ちこの體制強化の爲、去る四月より官廳公共團體等にある鐵製品の特別回収を行ひ、六月下旬より全國工場事業場等の清掃運動によつて金屬資源の蒐集を行つたのであるが、今回更に勅令によつて金屬類回収令が公布されて金屬類の特別回収が行はれるに至つた。

金屬類の回収は既に廢品回収の名によつて盛に行はれて來てゐるのであるが、今回は一段とこれを進めてたゞに廢品に止らず、現用品、不急品をまで回収して緊急の用途に充てようとするものであつて、從來の廢品回収による一般回収と區別して更に特別回収と呼ばれてゐる所以である。

金屬類回収令による回収物は鐵に於て四十二品目、銅に於て四十六品目であつて、これは一定以上の大きさの工場・商店・銀行・保險會社・劇場・映畫館・興業場・旅館・料理屋等十九種の施設について強制的に回収されることになつてゐる。が、一般家庭の分については法律や命令によつて供出を強制されることはない。

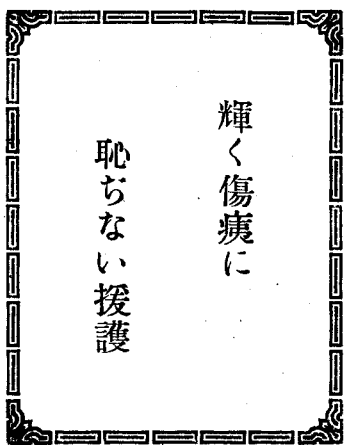
しかし今回の特別回収が現在の緊迫した國際情勢から國家的な必要に基づいて行はれるのであるから、法規の如何に拘らず一般

力を、望に堪えない次第である。

家庭に於ても能ふだけこの目的に副つて供出すべきであつて、この一般家庭物件の回収には集荷機關として財團法人戰時物資活用協會が當ることになり、各府縣に事務所を設けて縣指導監督の下に行はれ、青少年團・部落會・町内會・隣組等の協力を得ることになつてゐる。

來る十月一日の興亞奉公日は別項の如く特に「戰時物資動員の日」と定められ、一億國民進んでこの金屬資源供出に協力することになつてゐる。かつて日露戰爭當時煙管や指輪まで獻納した國民の熱意を想起し、日露役より數層の難局たる現下の時局を確認して、吾々は今後使用し得るもので現在使用されてゐないものももとより、現在使用中のものでも優良代用品を以て換へ得るものは代替供出して特別回収の趣旨に協力するやう努めねばならないのである。

供出に當つては成るべく國民に迷惑をかけぬやう、必要な經費は戰時物資活用協會で負擔し、政府は協會に對して支辨するやうになつてゐるし、買上價格も公定による回収價格で行はれる筈であるが、國費の支出には限度があり、また時局柄能ふだけ節約を要するのであるから、供出者としては成るべく國家獻納の精神を發揚して、積極的に一大翼運動として好成績を擧げ得るやう協



輝く傷痕に

恥ぢない援護

00227